

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

1 改正の趣旨

県の組織改編及び申請に係る講習会の申込方法の変更に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。

2 改正内容

- (1) 「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」と改めました。
- (2) 申請に係る講習会の申込方法の変更に伴い、所要の規定を整備しました。

3 適用期日

令和3(2021)年4月1日から適用します。